# 様式第２号

岡山県指令産企第　　号

令和　年　月　　日

　　　　　　　　　殿

岡山県知事

岡山県地域課題解決型起業支援金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請があった起業支援金については、岡山県地域課題解決型起業支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第６条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

１．起業支援金の対象となる事業の内容及び経費の配分は、令和　　年　　月　　日付けで提出された地域課題解決型起業支援金交付申請書に記載のとおりとする。

２．対象事業に要する経費の額及び起業支援金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第８条の規定により事業の内容又は経費の配分が変更された場合の経費の額及び起業支援金交付決定額については、別に通知するところによるものとする。

対象事業に要する経費の額　　金　　　　　　　　　　円

起業支援金交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

３．起業者等は、交付要綱の定めるところ及び次の条件に従わなければならない。なお、これに違反する行為があった場合は、交付要綱第１４条の規定により交付決定が取り消されることがあるので、留意すること。

（１）　起業者等が起業支援金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容、これに付した条件その他法令若しくはこれに基づく命令等に違反したときは、起業支援金の額の確定の有無にかかわらず、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に起業支援金が交付されているときは、その返還をさせることができる。

（２）　申請時において仕入控除税額が明らかでない場合においては、起業支援金の額の確定時に仕入控除税額に相当する額を減額することができる。

（３）　起業者等が、交付決定を受けた事業（以下「対象事業」という。）により取得し、又は効用が増加した財産であって、取得価格の単価又は効用の増加額が５０万円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）以上のものについて処分（財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。また、起業者等に処分による収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させること。

（４）　起業者等は、対象事業が完了した後も対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、起業支援金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（５）　起業者等は、対象事業により取得し、又は効用が増加した財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかなければならないこと。

（６）　起業者等は、対象事業に要した経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならないこと。

　（７）　起業者等は、対象事業が完了した日の属する年度の終了後５年間、各年度終了後９０日以内に各年度末時点又は直近の決算期末時点における当該事業の実施状況について、知事に報告しなければならないこと。

（８）　対象事業の進捗状況確認のため事務局の職員が実地検査を行う場合又は対象事業が完了した後会計検査院等の職員が実地検査を行う場合において、起業者等は、これを受け入れ、当該検査により起業支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならないこと。